

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

発行日 平成25年2月10日

Bee通信

FEBRUARY



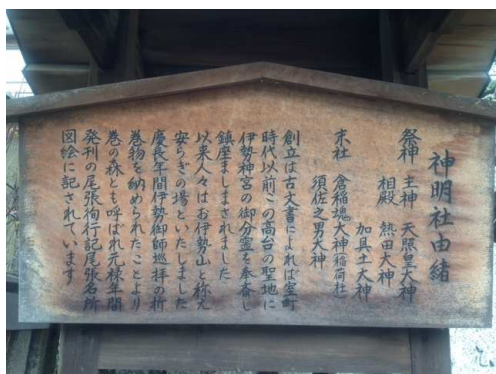
新天地より

吉岡規子

このたび、Beeパートナーズ社労士事務所は名古屋市中区伊勢山(金山駅の北、東本願寺名古屋別院(東別院)の南)に移転することとなりました。昨年12月に「ビルから退去する可能性がある」との通告をされたため、年明けすぐ移転の話になり、皆様には急なご案内となりましたことをお許しください。

栄のメイクビルにはエレベーターがなく、1階から2階に向かう階段が長く、3階の弊所に辿り着く頃にはハア～ハア～と息が上がり、荷物を置いたら「どっこいしょ」の言葉。私だけではなく、訪問する方も年を重ねるごとに到着するなり「ふう～(着いた)」と言われる方が増えました。これから更に進む超高齢社会。ごく普通のことかもしれませんが、移転先ビルにはエレベーターがあり、安心して来ていただける環境になりました。

先日、移転先近くを歩いてみると「神明社」というお社がありました。社の入口に、写真のように「伊勢山は室町時代以前に、伊勢神宮の御分霊を鎮座した場所であり、安らぎの場であった」と書かれてありました。



昔、生活の場はイコール働く場でもありました。家族で農業や店舗、工場(こうば)で働くスタイルから会社スタイルに変わりました。いつしか道路や線路の整備が進み、国策(通勤手当が非課税)で生活の場と働く場は離され別々のものとなりました。

その結果、何を招いているのでしょうか？ 家族の働いている姿を見ずに育つ子供達が増え、家族の看護や介護はしにくい状況になっていることは間違いありません。

移転先は、メイクビルのようにBeeの子供達(3歳)が裸足で絨毯敷の会議室を走り回れることはなくなってしまうのかもしれませんが、ママの成長と子供達の成長を共に感じることができる“働きがいのある職場(安らぎの場)”を目指します。小さい事業所だからできる…そうかもしれません。社労士事務所だからできる…そうかもしれません。何事も“できない”と決めつけずに“できるためにはどうしていけば良いか？”“組織にいる一人一人の得手不得手を上手く組み合わせ、みんなでできるために知恵を(智慧)を出し合う”を行動の糧にし、そして「神明社」の御加護を毎日受けていると信じ、新天地で皆様の事業の繁栄を祈り続けます。

お近くにお越しの際は、お気軽においでくださいませ。

【Beeパートナーズ社労士事務所 新住所】
〒460-0026
名古屋市中区伊勢山2-11-15 A.Sビル金山 6階
TEL : 052-265-8612 / FAX : 052-265-8610
地図はこちらです📍



～お知らせ①～

特別支給の老齢厚生年金 受給開始年齢引上げ開始

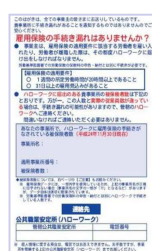
年金に1年以上加入していた方は、現在60歳～65歳まで「特別支給の老齢厚生年金」を受け取れますが、平成25年度に60歳になる男性は、受給開始年齢が61歳以降となり、その後も段階的に引き上げられていきます。

～お知らせ②～

雇用保険の加入者数 記載ハガキが送付されます

厚生労働省より、事業所の雇用保険被保険者数(H24年11月末時点)が記載されたハガキが送付されることになりました。ハガキには「雇用保険の手続き漏れはありませんか？」という題字のもと、被保険者数の他、来年度の雇用保険料率や法改正なども記載されています。

このハガキが届いたら、記載の加入者数を確認し、手続き漏れが発覚したら、ハローワークでの手続きが必要



～お知らせ③～

ご一緒にいかがですか？

大好きな郭源治さんが、台湾プロ野球初の首席顧問に就任することが決まりました。残念なのが矢場町にある郭さんのお店『台南担仔麵』が3月中旬で閉店すること。

3月8日(金) 19時より一緒にしませんか？ 会費6,000円くらいを予定しています。(お申込は吉岡まで。締切2月25日)



施行間近

労働改正法 対策は万全ですか？

本年も何卒よろしく
お願い申し上げます。

Bee パートナース 社労士事務所

本紙作成・発行責任者：吉岡 規子

〒460-0026

名古屋市中区伊勢山2-11-15
A.Sビル金山 6階

移転しました！
お間違えのないよう
お願いいたします。

TEL : 052-265-8612

FAX : 052-265-8610

Email : office@bee-partners.com

ホームページはコチラ
<http://bee-partners.jp/>

Beeパートナーズ社労士事務所

お名刺等をいただいた皆様にお送りさせていただいてありますが、 unnecessaryな場合はご連絡いただけると助かります。



『子育てと仕事の両立』
現場体験者が語る！



昨年8月より約4ヶ月間、インターン生として来てくれていた南山大学3年生の榊原美咲さんが、Beeで体験した「子育てと仕事の両立現場で感じたこと」や、そこから「気づいたこと・学んだことを今後どう生かしていくのか」を公の場で発表することとなりました。

榊原さんが利用した「仕事plus子育てインターンシッププログラム」は、大学生が子育てと仕事を両立する社員の元で働く意義や本質の理解、職業観の育成につなげていくプログラムです。興味をお持ちの方は、ぜひご参加下さいね！

◆日時：2013年2月20日（水）14：00～17：00

◆場所：名古屋市市民活動推進センター 集会室

（〒460-0008 名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパーク6F）

申し込みはコチラから⇒ <https://pro.form-mailer.jp/fms/61ef060c37744>

QRコードでも
申込可能！



編集 後記

少し前に「内定辞退問題」の記事を見かけました。昨今の不況とパソコンの普及により、数多くの会社にエントリーを行う学生が増えています。「内定辞退問題」とは、学生が内定を辞退することにより、企業側から嫌がらせを受けることをいいます。企業側としては、時間をかけて選考した学生に「辞めます」と言われたら、嫌な気持ちになりますね。ただし、内定は「正式な雇用契約」は完了しておりませんので、学生が辞退したことにより法的に訴えることはできません。今回の問題は、各企業の「理想とする社員像」が大差ないことにより、一部の学生に内定が集中するために起こったものだと思います。

「自分の会社に本当に必要なのは、どんな人材か」をもう一度考え直す必要があるのかもしれない。（加藤 知美）



基本

- ①定年の定めは「60歳以上」
- ②65歳までの雇用を確保する為、以下の3対策のいずれかを取ることに
A.定年の定め廃止 B.定年の引き上げ C.継続雇用制度の導入

改正内容

- ①再雇用の対象者は「原則全員」
- ②再雇用者の受け入れ先に「グループ企業」が追加
- ③違反の企業名は「公表」

平成25年4月施行

あなたの会社はどうですか？ がない項目は早急に対策が必要です



- ①就業規則内に、定年の定めが記載されている
- ②定年年齢は、60歳以上である
- ③継続雇用制度がある or 定年年齢の段階的な引き上げ制度がある
- ④継続雇用制度について「労使協定」を締結している
- ⑤「労使協定」に定める旨が、就業規則に記載されている

チェック

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

改正②：有期労働契約の新ルール「改正労働契約法」

基本

いわゆる「雇止め」（一定期間契約を更新したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもって退職させる）によるトラブル多発のため、「有期労働契約の締結更新及び雇止めに関する基準」が定められている

施行月

改正内容

- ①有期労働契約が通算5年超⇒無期労働契約へ転換申込 → H25.4月
- ②「雇止め法理」の法定化（一定の場合は、使用者による雇止めが認められない） → H24.8月
- ③有期契約者の、無期契約者と異なる「不合理な労働条件」の締結は禁止 → H25.4月

- ◆正社員以外の労働者に対するルール（就業規則）が必要です！
- ◆誰がどのルールに該当するか、明確にしましょう！
- ◆口約束ではなく、書面で明示しないとトラブルの元になります！

改正③：日雇い派遣の原則禁止などの「改正労働者派遣法」

施行月

改正内容

- ◆事業規制の強化
 - ①日雇派遣（日々 or 30日以内の期間での派遣雇用）の原則禁止
 - ②グループ企業内派遣の8割規制
 - ③離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止
- ◆派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善
- ◆違法派遣に対する対処（労働契約申込みみなし制度の制定） → H27.10月

H24.10月

H27.10月